

●香川県告示第292号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年10月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 形質変更時要届出区域

仲多度郡多度津町大通り122番3の一部、122番7の一部、甲983番2の一部、甲983番14の一部、甲1058番1の一部、甲1058番2の一部、甲1058番4の一部、甲1058番5の一部、甲1058番6の一部、甲1058番10の一部及び仲多度郡多度津町家中251番24の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物